
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.262 2021/4/2

1 加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック～知っていますか？「食物アレルギーの表示」～

3月29日、消費庁は標記ハンドブックを作成したことを公表した。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210329_01.pdf

2 令和3年度輸入食品監視指導計画を策定

3月26日、厚生労働省は標記計画を公表した。これは、食品衛生法第23条に基づき、日本に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの安全性を確保するため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において厚生労働本省及び検疫所が実施する措置等について、毎年度定めるもので、その主な内容は次のとおり。

(1) 輸出国段階での措置

- 輸出国政府との二国間協議、技術協力、計画的な現地調査等の実施
- 改正食品衛生法の施行に関する二国間協議等の実施

(2) 輸入時段階での措置

- 輸入者への輸入前指導を含む安全性確保に関する指導の実施
- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性の確認
- 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認等
- 多種多様な食品等の安全性を幅広く監視するためのモニタリング検査の実施
(検査件数約100,000件(昨年度検査件数約99,700件))
- 食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる食品等の輸入者に対する検査の命令
- 食品衛生法違反判明時の輸入者への改善結果報告の指導
- 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応の実施

(3) 国内流通段階での措置

- 食品衛生法違反判明時の回収等の指示

(4) その他

- リスクコミュニケーションの実施

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17554.html

3 「生食用食肉の腸内細菌科菌群の試験法について」の一部改正について

3月30日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

生食用食肉の腸内細菌科菌群の試験法については、平成23年9月26付け食安発0926第2号「生食用食肉の腸内細菌科菌群の試験法について」により通知しているところである。

今般、別紙のとおり、選択増菌培養を削除する等改正することとしたので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお願いされたい。

なお、令和3年9月30日までは、従前の例により検査を行うことができる旨申し添える。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000763139.pdf>

4 「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」の一部改正について

3月30日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

リステリア・モノサイトゲネスの検査については、平成26年11月28日付け食安発1128第3号「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」により通知しているところである。

今般、別紙のとおり、培養時間を変更する等改正することとしたので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお願いされたい。

なお、令和3年9月30日までは、従前の例により検査を行うことができる旨申し添える。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000763140.pdf>